

○会計年度任用職員の任用等に関する条例（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の二の規定に基づき任用される会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 会計年度任用職員以外の者を会計年度任用職員の職に任命することをいう。
- 二 任期の更新 同一の職に、同一の会計年度任用職員が、一年を超えない範囲の任期を繰り返して任用されることをいう。

（職及び任用数）

第三条 会計年度任用職員の職及び任用数は、以下の各号による、

- 一 一会計年度を超えて設置される会計年度任用職員の職及び任用数は、別表一の会計年度任用職員に係る定数に定めるところによる。
- 二 一号以外の会計年度任用職員の職及び任用数は、総務部長に協議の上、部長が別に定める。

（任期）

第四条 会計年度任用職員の任期は一年以内とし、かつ、二会計年度にわたってはならない。

- 2 一回の任期は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定め、又は、再度の任用の際に、新たな任期と前の任期の間に一定の勤務しない期間を置いて、採用又は任期の更新を反復してはならない。

（任用）

第五条 会計年度任用職員は、職員の試験及び選考に関する規則の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により知事(市町村長)が任命する。

- 2 会計年度任用職員の任用の手續ならび選考の方法は、別に定める。
- 3 選考は、公募によることとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。
 - 一 前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる

と認める場合

二 職務の性質から、公募により難いと認められる場合

5 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

一 前項第一号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

二 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数(別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。)が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤(公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。)及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると認める場合は、この限りでない。

三 前年度において法第二十九条及び職員の懲戒に関する条例に規定する懲戒処分を受けていないこと。

6 第二条第一号の会計年度任用職員に係る定数条例に定める職を占める会計年度任用職員のうち、同一の任命権者との間で、五回以上にわたり任期を更新し、通算在職期間が五年を超える者が任期の更新を申し入れた場合においては、地方公務員法第二十八条ならびに職員の分限に関する条例に定める免職の事由に該当した場合を除き、任命権者はその任期を不更新とすることはできない。

附 則 この条例は、二〇二〇年四月一日から施行する。

別表第一（第三条一号関係）

職名	区分	定数	勤務関係		週勤務時間	所属長
			勤務すべき日	勤務時間		
市議会だより編集業務員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	議会事務局次長
会議録校正員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	議会事務局次長
秘書業務員		2	週4日	AM8:00～ PM5:00の 間の7.5時間	30時間	経営政策部秘書広報課長
広報業務員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	経営政策部秘書広報課長
広域行政圏業務員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	経営政策部企画政策課長
人権の森構想等事務員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	経営政策部企画政策課長
公共施設再生計画推進業務員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	経営政策部資産マネジメント課長
公民連携推進業務員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	経営政策部資産マネジメント課長
資産マネジメント専門嘱託員		1	週4日	AM8:30～ PM5:00	30時間	経営政策部資産マネジメント課長
宿日直業務員		3	3人による交代制勤務 日～土 宿直 PM5:00～AM8:30 土日及び休日 日直 AM8:30～PM5:00		22.5時間	総務部総務課長
総務課事務員		1	週5日	AM9:00～ PM4:00	30時間	総務部総務課長

総務課情報事務員	1	週 5 日	AM10 : 15 ~PM5 : 15	30 時間	総務部総務課長
人材育成推進員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	総務部人事課長
人事・給与事務員	2	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	総務部人事課長
保健相談員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	総務部人事課長
産業振興業務員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	地域創生部産業振興課長
総合研究事務員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	地域創生部シティセールス課長
戸籍事務等業務員	1	週 5 日	AM10 : 00 ~PM5 : 00	30 時間	市民部市民課長
市民課事務員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民課長
市民協働推進員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民協働課長
市民協働運営員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民協働課長
多文化共生相談員	3	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民相談・交流課長
多文化共生推進員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民相談・交流課長
男女共同参画推進員	1	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民相談・交流課長
消費生活相談員	3	週 4 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	30 時間	市民部市民相談・交流課長
市民相談・交流課事務員	1	週 5 日	AM9 : 00~ PM4 : 00	30 時間	市民部市民相談・交流課長
土地・家屋台帳等整理員	2	週 3 日	AM8 : 30~ PM5 : 00	22.5 時間	市民部課税課長

課税課事務員	2	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	市民部課税課長
市税等収納事務員	5	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	市民部収納課長
国民健康保険税等収納推進員	2	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	市民部収納課長
交通・防犯業務員	1	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	環境安全部地域安全課長
地域安全課事務員	1	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	環境安全部地域安全課長
環境対策業務員	1	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	環境安全部環境・住宅課長
住宅業務員	2	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	環境安全部環境・住宅課長
防災安全課事務員	1	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	環境安全部防災安全課長
公共交通業務員	1	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	環境安全部公共交通課長
避難行動要支援者等支援員	1	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	健康福祉部地域福祉推進課長
検査事務等支援員	2	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	健康福祉部地域福祉推進課長
生活保護相談員	2	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	健康福祉部生活福祉課長
生活保護地区担当員	1	(A)週 5 日	AM9:00~ PM4:00	30 時間	健康福祉部生活福祉課長
	1	(B)週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	健康福祉部生活福祉課長
中国残留邦人等支援・相談員	1	週 2 日	AM8:30~ PM5:00	15 時間	健康福祉部生活福祉課長
母子・父子・婦人相談員	2	週 4 日	AM8:30~ PM5:00	30 時間	健康福祉部生活福祉課長